

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

最終更新日：令和3年12月16日

(公財)日本ソフトテニス連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況に関する自己説明及び公表内容

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jsta.or.jp

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・長期基本計画に類するものとして、日本ソフトテニス連盟（以下「当連盟」または「JSTA」という。）では長期基本計画2007、2012、2017と5年スパンで策定・公表し、「普及振興」「競技力向上」「国際振興」の3つの柱を掲げ、各種事業に取り組んでいる。 ・現行の長期基本計画は5ヵ年計画であるが、現在20年後を見据えた長期基本計画（未来構想）および中期基本計画2022～2026を企画委員会が中心となり(部分的に国際委員会も参画)策定した。 ・ソフトテニス長期基本計画2017（2017年度～2021年度）を当連盟HPにて公表している。 ・長期基本計画（未来構想）および中期基本計画2022～2026については、令和3年（2021年）11月度理事会決議、同年12月度評議員会で承認され、同年12月7日にHPにて公開した。 ・外部有識者も含む、企画委員会(9名構成)が定期的に委員会を開催しており、検討内容に応じて一部国際委員会(9名構成)も参画して長期基本計画（未来構想）および中期基本計画2022～2026を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトテニス長期基本計画2017 ・平成28年度臨時評議員会議事録 ・専門委員会名簿 (企画委員会および国際委員会参照) ・HP掲載 「長期基本計画(未来構想)」 「中期基本計画」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「事務局規程」において職員定数を定めている。今後の人材採用及び育成に関する計画は、中期基本計画に盛り込み、組織運営の強化を図ることとする。中期基本計画は令和3年（2021年）12月に策定し、HPにて公開した。 ・組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画は、現在策定中の中期基本計画に基づき令和4年度（2022年）内に策定する予定で、策定後に公表する。 ・人材採用及び育成計画について総務委員会、事務局長、職員代表で素案を策定していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局規程 ・「中期基本計画」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度毎に事業計画書、収支予算書を作成し、理事会および評議員会で審議・承認を行っている。 ・財務の健全性を確保した事業計画書および収支予算書を毎年内閣府へ提出するとともに、当連盟HPで公表している。 ・事業計画書および収支予算書の策定に際しては、財務委員会で確認、精査し、理事会決議を経て、評議員会承認を得て策定している。 ・中期財務計画については、中期基本計画(2022~2026)に基づき令和4年2月に財務委員会を開催し、5ヵ年の財務計画を諮る予定である。その後、同月開催予定の理事会にて審議し、令和4年度5月度理事会での決議を経て、同年6月度評議員会で承認後、同月内にHPで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業計画書 ・令和3年度収支予算書 ・令和2年度臨時評議員会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>・外部理事の目標割合については総務委員を中心とした検討会を立ち上げ、定款および役員選出規程改定案を策定中である。令和3年(2021年)9月および11月理事会で審議し、12月理事会で承認となれば12月評議会で議決した後、本会HPにて公開予定で計画進行中である。</p> <p>外部理事現在割合 0% 外部理事目標割合 25%</p> <p>・女性理事の目標割合についても外部理事同様に総務委員会を中心とした検討会が役員選出規程改定案を策定し、外部理事と同様の審議および公表プロセスで進行させていく。</p> <p>女性理事現在割合 13% 女性理事目標割合 40%</p> <p>総務委員を中心とした検討会が役員選出規程案を策定中であり、その中で外部理事および女性理事の目標割合を設定していく予定で検討している。役員選出規程は、令和3年(2021年)9月および11月の理事会で審議し、承認となれば12月評議員会での決議となる。</p>	<p>・役員名簿</p> <p>・役員選出規程</p> <p>・令和3年度第4回理事会議事録</p>
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>・外部評議員の目標割合については総務委員を中心とした検討会で協議をスタートさせた。令和4年(2022年)3月末に概案を策定する予定で進めており、それらは令和5年(2023年)3月末までに理事会決議、評議員会承認を得て、令和6年度(2024年)に実行出来るように計画している。</p> <p>・女性評議員の目標割合についても外部評議員同様に総務委員を中心とした検討会で協議をスタートさせている。令和4年(2022年)3月末に概案を策定する予定で進めており、それらは令和5年(2023年)3月末までに理事会決議、評議員会承認を得て、令和6年度(2024年)に実行出来るように計画している。</p>	<p>・定款</p> <p>・評議員名簿</p> <p>・令和3年6月30日実施「役員等体制整備に係る打合せ議事録」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリート委員会が編成されており、委員長1名、副委員長1名、委員4名の計6名となっている。構成員は、日本連盟役員、全国高体連ソフトテニス専門部長、専門委員経験者、選手経験者および現役選手となっている。女性委員の構成比率は33%である。 ・アスリート委員会は令和3年度(2021年)第1回委員会を9月20日にリモート形式で開催された。 ・アスリート委員会規程は当連盟HPにて公開している。 ・アスリート委員会の意見を組織運営に繁栄させるため、アスリート委員長を理事に選任することを役員選出規程改訂に盛り込んで検討を進めている。役員選出規程の改定は、令和3年(2021年)9月理事会で審議し、11月理事会で承認、12月評議会で承認を得た後、本会HPにて公開予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会名簿 (アスリート委員会参照) ・アスリート委員会規程 ・令和3年度第1回アスリート委員会議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の役員の構成等における多様性を確保するために、総務委員を中心とした検討会で、理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図る為に定款の改訂を検討している。又、理事の多様性については、役員選出規程改定案策定を進める中で外部理事、女性理事の目標割合を設定し、実効性の確保を図っていく。令和3年(2021年)9月理事会および11月理事会で審議し、12月理事会で承認となれば、12月評議会で議決した後、本会HPにて公開予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・令和3年8月19日実施「令和3年度第1回役員等体制整備検討会リモート会議議事録」 ・令和3年度第4回理事会議事録
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出規程において、役員は選任時にその年齢が70歳未満と定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>・役員選出規程において役員の再任回数の上限は設けてはいない。</p> <p>・役員選出規程改定案に役員の再任回数は通算5期と定め、令和3年(2021年)9月理事会および11月理事会で審議し、12月理事会で承認となれば、12月評議会で議決した後、本会HPにて公開予定。</p> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 (2022年6月役員改選時に向けて)</p> <p>・理事就任時の年齢制限を70歳未満とすることの現行規程を維持していく予定である。</p> <p>・役員候補者推薦の段階で、就任時の年齢が70歳を超え、もしくは再任年数が10年以上を超えている役員が推薦された場合は、役員候補者選考委員会において、組織運営上及び業務執行上引続き在任することが特に必要である役員については、これまでの実績等を適切に評価して判断していく。</p>	<p>・役員選出規程</p> <p>・令和3年度第4回理事会議事録</p>
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>・役員候補者等の決定は、理事会等の組織から独立した役員選考委員会で決定する。</p> <p>・既存の役員選考委員会は役員選出規程で定められており、加盟団体より計12名で構成することとなっている。</p> <p>・改定案を策定中の役員選出規程においては、委員の人数並びに選出方法及び任期、会議に係る必要事項を定める予定である。役員選出規程は令和3年(2021年)9月理事会および11月理事会で審議し、12月理事会で承認となれば、12月評議会で議決した後、本会HPにて公開予定。</p>	<p>・役員選出規程</p> <p>・令和3年度第4回理事会議事録</p>
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>・法令を遵守する各種規程を定めて組織運営にあたっている。</p>	<p>・役員職員倫理規程</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・定款を始め、各種規程を整備し、組織運営にあっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会員登録規程 ・役員選出規程 ・競技者規程 ・専門委員会規程 ・事務局規程 ・会計事務規程 ・加盟団体規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・組織運営に必要な各種規程を整備し、事業にあっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・会員登録規程 ・競技者規程 ・公認審判員規程 ・技術等級制度規程 ・表彰規程 ・事務局規程 ・会計事務規程 ・文書管理規程 ・旅費支給規程 ・慶弔規程 ・コート公認規程 ・用具用品およびコート施設に関する公認規程 ・公印規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・役員等の報酬、旅費等の費用に関する規程は整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ・旅費支給規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・定款並びに特定費用準備資金等取扱規程及び会計事務規定において定めている。	・定款 ・特定費用準備資金等取扱規程 ・会計事務規定
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・財政的基盤を支えるため必要な定款、維持会員規程、会員登録規程等各種規程を定めている。	・定款 ・維持会員規程 ・会員登録規程 ・公認審判員規程 ・技術等級制度規程 ・用具用品およびコート施設に関する公認規程 ・加盟団体規程 ・会員及び会費に関する規程 ・特定費用準備資金等取扱規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	・「日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」に於いて選考基準を定めている。 ・選手の権利保護に関しては、日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準」に附則する「日本代表チーム及びナショナルチーム選手選考基準」において選考人数、選考時期、選考方法を明記し、日本代表として参加する権利を得る大会名も明記している。 ・選考基準の作成にあたり、強化委員長を中心に検討を重ねて作成した。	・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・「公認審判員規程」において、公平で合理的な資格取得について定められている。 ・「審判委員選考規程」において、審判委員を公平かつ合理的に選考するために必要な事項が定められている。	・公認審判員規程 ・審判委員選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士との顧問契約を締結しており、業務遂行上に懸念等がある場合には、適宜相談できる体制を整えている。 ・役職員へ対して、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有することが出来るように、定期的研修会の開催を検討していく。 	・弁護士との顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「倫理委員会」を、令和2年(2020年)6月に「倫理・コンプライアンス委員会」として改組し設置した。令和3年度(2021年)の委員会計画は令和4年(2022年)3月末迄に開催し、令和4年度以降については、年間2回の開催を計画していく。 ・新たに「倫理・コンプライアンス委員会規程」を策定中であり、令和4年(2022年)3月末までに素案を策定し、同年9月まで理事会決議を得て、決議され次第にHPに公開する。 ・令和4年(2022年)3月末迄に委員会編成案を策定し、同年7月以降の委員会改選時に女性委員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会名簿(倫理・コンプライアンス委員会) ・役員職員倫理規定
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理・コンプライアンス委員会には公認会計士、学識有識者が配置されている。 ・弁護士は配置されていないが、弁護士と顧問契約をしており、連盟活動全体において適宜相談できる体制となっている。必要な場合には顧問弁護士として同委員会の活動に参加していただける。 	・専門委員会名簿(倫理・コンプライアンス委員会)
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員向けのコンプライアンス教育については、今後は役員が基本的な法的知識を有することができるよう、倫理・コンプライアンス委員会が今後の研修会計画を令和4年(2022年)3月末迄に立案し、同年9月迄に理事会承認を得る。研修会は、令和4年10月から令和5年(2023年)3月末迄に実施する。 	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・選手および指導者向けのコンプライアンス教育については、今後は倫理・コンプライアンス委員会が主導して、関係委員会と連携し今後の研修会計画を令和4年(2022年)3月末迄に立案し、同年9月迄に理事会承認を得る。研修会は、令和4年10月から令和5年(2023年)3月末迄に実施する。 	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・審判員向けのコンプライアンス教育については資格更新の際にその資質を高めるための研修会を行っており、審判員が公平・公正・安全に遂行できるよう指導している。公認審判員規程内で定められていないため、研修会計画を令和4年(2022年)3月末迄に立案し、同年9月迄に理事会承認を得る。研修会は、令和4年10月から令和5年(2023年)3月末迄に実施する。 	・公認審判員規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家のサポートが必要な場面としては、法務、会計、税務を想定している。 ・ 会計監査については、半期毎に顧問公認会計士と実施している。(令和2年度は5月11日(月)ならびに1月14日(木)に実施し、内部監査については、監事3名による監査を令和2年6月7日(日)に実施した。)会計上諸問題が発生しないように留意している。 ・ 法律問題に関するサポートは、顧問弁護士から適宜受けている。税務・会計に関するサポートは、顧問会計士から適宜受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度事業報告書 ・ 顧問弁護士との業務委託契約書 ・ 顧問会計士との監査契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事3名による内部監査、公認会計士による外部監査を定期的に行っている。 ・ 役員選出規程第3条(役員選出基準)(2)監事選出の区分に基づき、学識経験者1名、東日本1名、西日本1名、合計3名の監事を設置している。現在改訂を検討中の役員選出規程においては、新たに監事の資質を条項に加える予定であり、令和3年(2021年)9月理事会で審議し、11月理事会で決議、12月評議会で承認を得た後、本会HPにて公表予定で計画進行中である。 ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規程に基づく監査に準じて監査報告書を作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度年間監査予定表 ・ 令和3年度年間監査予定表 ・ 役員選出規程 ・ 監事調書及び履歴書(3名分) ・ 令和2年度決算報告書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当連盟では(公財)日本スポーツ振興センターなど他団体からの助成・補助を受けている事業、また、公認指導者資格取得など(公財)日本スポーツ協会より委託を受けている事業があり、対象事業については定められた実施要領等に従っている。担当者から事務局長、専務理事へと確認し決裁を得ることとしており、組織的に適正に実施している。 ・ 役員・職員倫理規程第4条第4項において、補助金、助成等の経理処理は公益法人会計基準に基づく適正な処理を行うこと並びに流用や不正行為を禁じることが定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員・職員倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書および事業報告書、収支予算書および決算報告書(貸借対照表、財産目録、監査報告)については当連盟HPで毎年公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度事業計画書および事業報告書 ・ 令和2年度収支予算書および第一次補正予算書ならびに収支決算書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・当連盟では、日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準について定められており、当連盟HPで公開している。	・日本代表チーム・ナショナルチーム・全日本アンダーチーム編成基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当連盟のガバナンスコード遵守状況はHPで公開している。	・ガバナンスコード自己説明
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>・役員・職員倫理規程第4条第3項において、「役・職員は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならないと定めている。</p> <p>・利益相反が疑われる契約については、これまでは実例がなかったが、抵触されると思われる案件がある場合は、理事会で諮ることとしている。</p> <p>・事務処理規程第5章（会計処理）第12条において、「本会の事業活動および事務運営において必要な取引に係る業者は、適正かつ公正な方法に則って選定しなければならない。</p> <p>ただし、一取引に要する予算、事務運営については、少額の場合や契約の内容が競争入札に適さない場合は随意契約によることができるものとする。」と定めている。又、契約に係る事項として、第13条にて（選定方法）、第14条にて（一般競争入札）、第15条にて（指名競争入札）、第16条にて（随時契約）が定められている。</p>	<p>・役員・職員倫理規定</p> <p>・事務処理規程</p>
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・令和4年(2022年)3月末迄に利益相反ポリシーを策定し、その規程に基づき適切に管理を行う。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・当連盟HPにおいて、通報相談窓口の案内と、「日本ソフトテニス連盟 指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ」を公開している。 ・指導基本規程以外に係る通報制度については、令和4年(2022年)3月末迄に委員会を開催し、同年9月迄に理事会承認を得て、令和5年(2023年)3月末迄に構築する。 ・指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程第5条（「救済審査委員会」の組織及び会議）第5項（秘密遵守義務）及び第6条（「救済申立処理委員会」の組織及び会議）第6項において「委員は、非公開にした委員会の議事および非公開とした議事録の内容について秘密を遵守しなければならない。」と定めている。 ・指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程第5条（「救済審査委員会」の組織及び会議）第4項（議事の記録）及び第6条（「救済申立処理委員会」の組織及び会議）第4項（議事の記録）において「委員会の議事は書面による記録に作成し、出席委員がその内容を確認し署名捺印する。議事を非公開とした部分についての議事録は公開しない。」と定めている。 ・指導基本規程第7条第3項において、意見の陳述をしたことによる一切の不利益を受けないと定めている。 ・役職員に対する通報制度の研修は、倫理・コンプライアンス委員会並びに指導基本規程違反救済審査委員会で開催計画を立案する。目標として令和4年(2022年)3月末迄に委員会を開催し、同年9月迄に理事会承認を得て、令和5年(2023年)3月末迄に研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導基本規程 ・指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導基本規程違反救済審査委員会規程 ・HP公開の指導基本規程違反の被害救済と処分の流れ
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・指導基本規程違反救済審査委員会には弁護士が含まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会名簿（指導基本規程違反救済審査委員会）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<ul style="list-style-type: none"> ・懲罰制度に類するものとして当連盟では、役員・職員倫理規程、事務職員就業規則、競技者規程がある。 ・役員・職員倫理規程では、禁止行為、処分対象者及び処分に至るまでの手続を規定しているが、処分の内容が明確になっていないため今後検討し、令和4年(2022年)7月末までに規程改訂決議を得て適用する。 ・事務職員就業規則では、禁止行為、処分対象者及び処分の内容を規定しているが、処分に至るまでの手続が明確になっていないため今後検討し、令和4年(2022年)7月末までに規則改訂決議を得て適用する。 ・競技者規程では、禁止行為、処分対象者、処分の内容を規定しているが、処分に至るまでの手続が明確になっていないため今後検討し、令和4年(2022年)7月末までに規程改訂決議を得て適用する。 ・処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見徴収）の機会を設けることは、「役員・職員倫理規定」「事務職員就業規則」「競技者規定」で定められていないため、各担当専門委員会で改訂を検討し、令和4年(2022年)7月末までに規程並びに規則改訂決議を得て適用する。 ・処分結果を処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分に理由、不服申立手続きの可否、その手続きの期限等が記載された書面にて告知することは、「役員・職員倫理規定」「事務職員就業規則」「競技者規定」で定められていないため、各担当専門委員会で改訂を検討し、令和4年(2022年)7月末までに規程並びに規則改訂決議を得て適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規定 ・事務職員就業規則 ・競技者規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「役員・職員倫理規程」並びに「事務局員就業規則」及び「競技者規程」に基づく処分審査を行う者の中立性、専門性が担保されていないため、各専門委員会で規程の改訂を検討し、令和5年(2023年)3月末までに規程並びに規則改訂決議を得て、同年4月度より改訂規程並びに規則を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員・職員倫理規定 ・事務職員就業規則 ・競技者規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年(2004年)11月20日の理事会において、競技に関し当連盟が決定する事項に対して競技者が不服を申し立てを行う場合は、日本スポーツ仲裁機構の規則に従った仲裁または調停により解決されることを決議し、日本スポーツ仲裁機構のホームページにおいてもJOC加盟団体自動応諾条項の採用団体として掲載されている。 競技者規程の第6章において、処分対象者の不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って仲裁により解決されることを明記している。 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> JSAA HP内仲裁条項採択状況ページ参照 競技者規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<ul style="list-style-type: none"> 競技者規程第6章において、不服申し立ては「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されると明記しており、処分対象者にはこの旨を記載して通知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 競技者規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理委員会を設置しており、危機管理及び不祥事に対応する体制は整えている。 危機管理マニュアルは令和3年(2021年)9月度理事会において危機管理委員会より概要が説明された。今後は同委員会が令和4年(2022年)3月末迄に素案を作り、令和4年(2022年)10月より運用を開始するべく進めていく。 危機管理マニュアルは、不祥事対応の一連の流れを含むものを策定する。 危機管理マニュアルは、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含むものを策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門委員会名簿(危機管理委員会) 令和3年度第4回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・本連盟は審査書類提出時から過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・当連盟では、過去4年間以内に不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・定款第3章において加盟団体の定義を定め、加盟団体規程第3章にて権限を、第4章にて義務を明記し、第6章にて処分を明記している。 ・加盟団体の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めた加盟団体規程改定案は令和3年度(2021年)第2回理事会(5月度開催)で審議され、第5回理事会(11月度開催)にて決議される予定である。 ・加盟団体の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援は、加盟団体規程改定後に実行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・加盟団体規程 ・令和3年度第2回理事会議事録
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・隔年で加盟団体会長会議を開催しており、前回(2019年2月)開催の加盟団体会長会議において、「スポーツ界におけるインテグリティについて」、「スポーツをとりまく環境について」、「ガバナンスの構築について」について報告され、顧問弁護士による「アスリート尊厳の確立と暴力、パワーハラスメントの追放と適切な指導者を育てるために」と題した講演会を開催した。 加盟団体会長会議は隔年開催であるが、令和2年度(2020年)はコロナ禍の為開催出来なかった。令和3年度(2021年)についても同様の状況につき開催が見送られた。令和4年度(2022年)の開催に向けて、2022年3月までに総務委員会が開催計画を立案し、令和5年(2023年)3月末までにガバナンスの確保、コンプライアンスの強化を盛り込んだ、加盟団体会長会議を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体会長会議次第